

## 仕 様 書（飲料用自動販売機、物件番号 1）

### 1 自動販売機（以下「自販機」という。）の規格及び条件

#### （1）大きさ

設置面積（電源接続部分及び放熱スペースを含む。）は、別紙 1 の貸付面積の範囲内とし、高さは 2m 以内とすること。

#### （2）環境対策

##### ① 省エネ

「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「ピークカット」、「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とすること。

##### ② ノンフロン

二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とすること。

#### （3）販売品目

ペットボトル・缶飲料自販機（お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の缶又はペットボトルなどの密閉式容器入りの飲料とし、酒類の販売は行わないこと。）

#### （4）販売価格

標準小売価格以下で販売すること。

### 2 遵守事項

#### （1）安全対策

##### ① 転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

##### ② 防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。

また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

#### （2）自販機の管理運営

① 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自販機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。

② 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行い、維持に努めること。また、自販機の故障時等の連絡先を大きく明記したステッカーを硬貨等投入口周辺の見やすい位置に貼り付け、釣り銭不足や故障等の苦情があった場合は即時対応すること。

③ 施設管理者が必要と認めた場合には、自販機の設置場所を変更すること。

### 3 貸付期間

別紙 1 のとおり。

### 4 貸付料

市が設定する最低貸付価格（総額、消費税抜き）以上で、最高の入札価格（総額、消費税抜き）をもって決定した方が提示した入札価格（月額、消費税抜き）に消費税及び地方消費税の相当額を加算した額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）について、貸付期間で計算した合計額とする。

### 5 加算料

設置者において各自販機ごとに電気等の使用量を計測するメーター（子メーター）を取り付けるもの

とし、それにより算出された料金を市が定める期日までに市が発行する納入通知書により納入する。

## 6 売上手数料

徴収しない。

## 7 売上状況の報告

貸付期間の半期ごとに各自販機の売上状況（月別の販売数及び売上金額）を報告すること。

## 8 費用負担

- (1) 自販機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者において負担する。
- (2) 電気等の使用量を計測するためのメーターを設置する費用は、設置者において負担する。  
なお、設置にあたっては、札幌市の指示に従うものとする。

## 9 貸付場所の返還

契約の解除等により自販機を撤去する場合は、原状に回復して札幌市の指定する日までに返還しなければならない。

## 10 自販機設置に伴う事故

札幌市の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

## 11 商品等の盗難及び破損

- (1) 札幌市の責に帰することが明らかな場合を除き、札幌市はその責を負わない。
- (2) 設置者は、商品及び自販機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

## 12 その他

別紙1の留意事項に記載のとおり、「北清掃事務所」及び「東清掃事務所」は令和8年度中に事務所が移転・統合する予定であるため、事務所の移転・統合にあわせて自販機も移設すること。なお、自販機の移設に係る費用は落札者の負担とする。（移転・統合予定先：東区丘珠町 873-3（旧車両管理事務所跡地））

また、「西清掃事務所」は令和7年度中に事務所が移転する予定であるため、事務所の移転にあわせて自販機も移設すること。自販機の移設に係る費用は落札者の負担とする。（移転予定先：西区発寒12条14丁目）

## 仕 様 書（飲料用自動販売機、物件番号 2）

## 1 自動販売機（以下「自販機」という。）の規格及び条件

## (1) 大きさ

設置面積（電源接続部分及び放熱スペースを含む。）は、別紙 2 の貸付面積の範囲内とし、高さは 2m 以内とすること。

## (2) 環境対策

## ① 省エネ

「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「ピークカット」、「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とすること。

## ② ノンフロン

二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とすること。

## (3) 販売品目

ペットボトル・缶飲料自販機（お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の缶又はペットボトルなどの密閉式容器入りの飲料とし、酒類の販売は行わないこと。）

## (4) 販売価格

標準小売価格以下で販売すること。

## 2 遵守事項

## (1) 安全対策

## ① 転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

## ② 防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。

また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

## (2) 自販機の管理運営

① 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自販機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。

② 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行い、維持に努めること。また、自販機の故障時等の連絡先を大きく明記したステッカーを硬貨等投入口周辺の見やすい位置に貼り付け、釣り銭不足や故障等の苦情があった場合は即時対応すること。

③ 施設管理者が必要と認めた場合には、自販機の設置場所を変更すること。

## 3 貸付期間

別紙 2 のとおり。設置場所により貸付期間が異なるため留意すること。

## 4 貸付料

市が設定する最低貸付価格（総額、消費税抜き）以上で、最高の入札価格（総額、消費税抜き）をもって決定した方が提示した入札価格（月額、消費税抜き）に消費税及び地方消費税の相当額を加算した額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）について、貸付期間で計算した合計額とする。

## 5 加算料

設置者において各自販機ごとに電気等の使用量を計測するメーター（子メーター）を取り付けるもの

とし、それにより算出された料金を市が定める期日までに市が発行する納入通知書により納入する。

## 6 売上手数料

徴収しない。

## 7 売上状況の報告

貸付期間の半期ごとに各自販機の売上状況（月別の販売数及び売上金額）を報告すること。

## 8 費用負担

- （1）自販機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者において負担する。
  - （2）電気等の使用量を計測するためのメーターを設置する費用は、設置者において負担する。
- なお、設置にあたっては、札幌市の指示に従うものとする。

## 9 貸付場所の返還

契約の解除等により自販機を撤去する場合は、原状に回復して札幌市の指定する日までに返還しなければならない。

## 10 自販機設置に伴う事故

札幌市の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

## 11 商品等の盗難及び破損

- （1）札幌市の責に帰することが明らかな場合を除き、札幌市はその責を負わない。
- （2）設置者は、商品及び自販機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

## 自動販売機導入施設一覧表（物件番号 1）

・設置台数 6 台

・最低貸付価格（総額・税抜）：280,800円（1,300円/台/月×6台×36ヵ月）

No.	建物名称及び所在地	貸付場所	貸付面積 (m <sup>2</sup> )	販売品目	売上参考 (R4年度年 額)
1	中央清掃事務所 南区南30条西8丁目7-1	1階 (玄関ホール)	1.2	清涼飲料水	別紙 3 参照
2	北清掃事務所 <sup>※1</sup> 北区屯田町990-3	1階 (洗面所)	1.2	清涼飲料水	
3	東清掃事務所 <sup>※1</sup> 東区丘珠町873-1	1階 (廊下)	0.9	清涼飲料水	
4	白石清掃事務所 白石区東米里2170-1	1階 (業務入口玄関)	0.6	清涼飲料水	
5	豊平・南清掃事務所 南区真駒内602	1階 (玄関)	1.1	清涼飲料水	
6	西清掃事務所 <sup>※2</sup> 西区発寒15条14丁目2-1	2階 (廊下)	1.2	清涼飲料水	
	合 計				

## 【貸付期間（月数）】

No. 1～6 : 令和6年2月1日～令和9年1月31日（36ヵ月）

## 【留意事項】

※1) 「北清掃事務所」及び「東清掃事務所」は、令和8年度中に事務所が移転・統合する予定であるため、事務所の移転・統合にあわせて自販機も移設すること。なお、自販機の移設に係る費用は落札者の負担とする。  
(移転・統合予定先：東区丘珠町873-3（旧車両管理事務所跡地）)

※2) 「西清掃事務所」は、令和7年度中に事務所が移転する予定であるため、事務所の移転にあわせて自販機も移設すること。なお、自販機の移設に係る費用は落札者の負担とする。(移転予定先：西区発寒12条14丁目)

・物件1、2の申込みを重複して行うことができます。

・別紙3は参考数値であり、今後における売上等を保証するものではありません。また、本募集とは設置台数が異なるためご注意ください。

・入札前に必ず上記一覧表及び別添図面により現地設置場所を確認してください。事前に、現地確認日時について、各施設の施設管理者に連絡してください。

・上記一覧の設置面積は参考数値です。現地確認のうえ、現状の寸法を目安に機種選定してください。

・販売品目「清涼飲料水」の提供方法は缶またはペットボトルなどの密閉式容器とします。

## 自動販売機導入施設一覧表（物件番号2）

・設置台数8台

・最低貸付価格（総額・税抜）：345,800円(1,300円/台/月×(7台×36ヵ月+1台×14ヵ月))

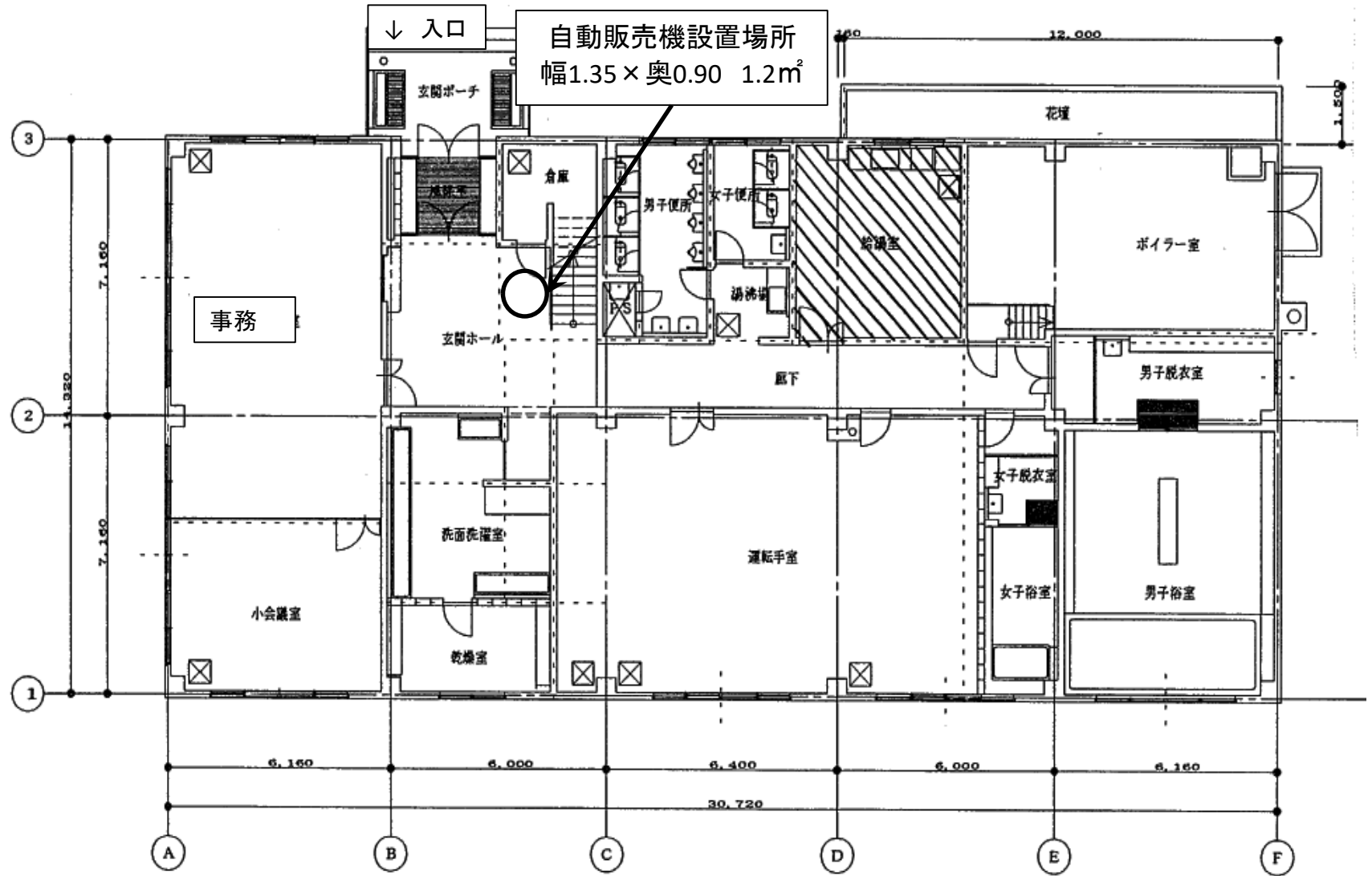
No.	建物名称及び所在地	貸付場所	貸付面積 (m <sup>2</sup> )	販売品目	売上参考 (R4年度年 額)
1	処理場管理事務所 東区東苗穂2条2丁目2-1	1階 (廊下)	0.9	清涼飲料水	別紙3参照
2	発寒清掃工場（清掃工場分） 西区発寒15条14丁目1-1	4階 (食堂)	1.2	清涼飲料水	
3	白石清掃工場（清掃工場分） 白石区東米里2170-1	1階 (管理棟ロビー)	1.2	清涼飲料水	
4	篠路破碎工場（破碎工場分） 北区篠路福移153	1階 (工作室)	1.2	清涼飲料水	
5	ごみ資源化工場 北区篠路福移153	2階 (投入ステージ入口付近)	1.2	清涼飲料水	
6	中沼プラスチック選別センター 東区中沼町45-11	2階 (休憩室)	1.2	清涼飲料水	
7	中沼雑がみ選別センター 東区中沼町45-19	1階 (玄関風除室内)	1.2	清涼飲料水	
8	駒岡清掃工場（清掃工場分） 南区真駒内602	3階 (食堂)	1.2	清涼飲料水	
	合 計				

## 【貸付期間（月数）】

- ① No. 1～7 ： 令和6年2月1日～令和9年1月31日（36ヵ月）  
 ② No. 8 ： 令和6年2月1日～令和7年3月31日（14ヵ月）

## 【留意事項】

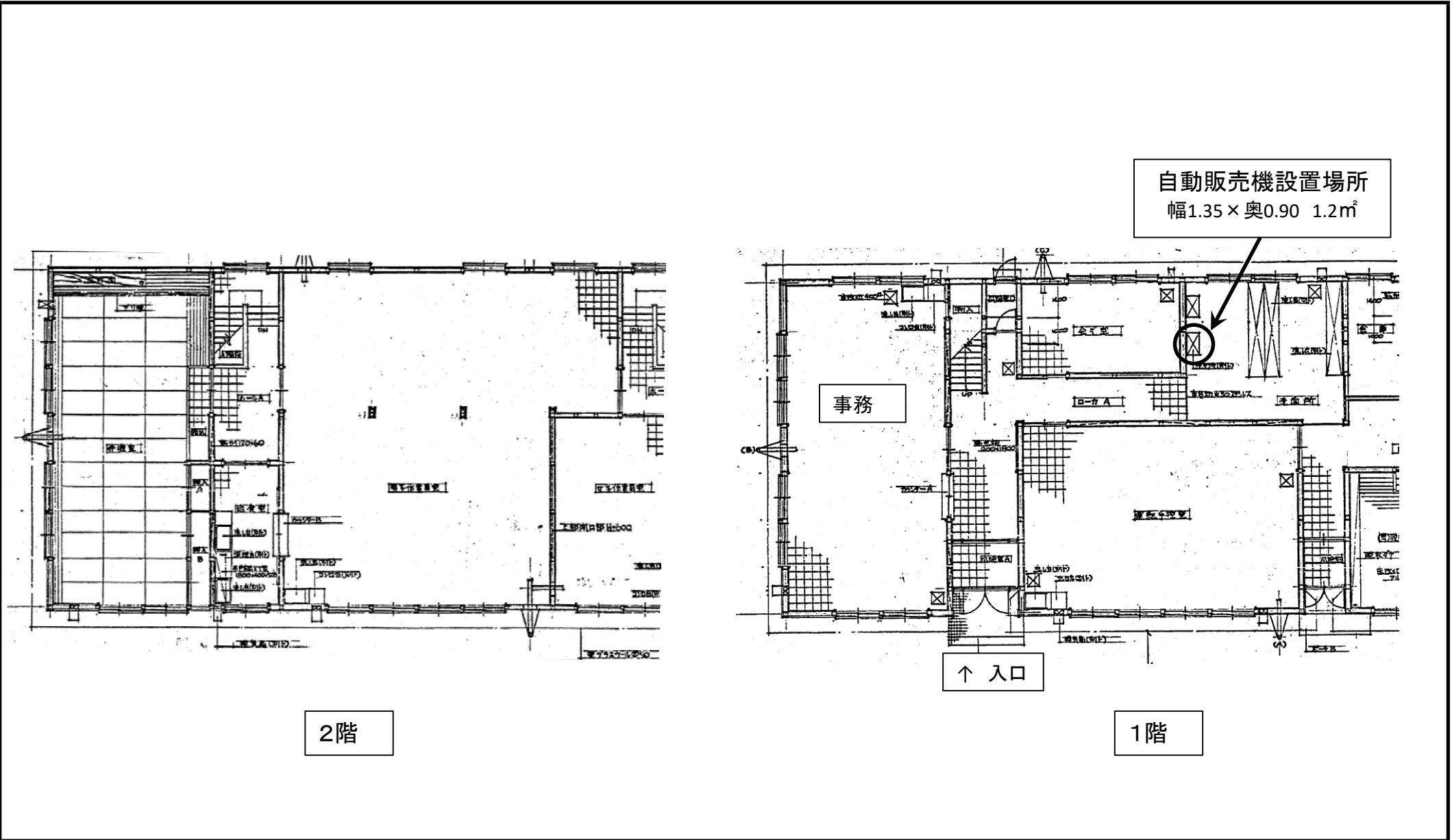
- ・物件1～2の申込みを重複して行うことができます。
- ・別紙3は参考数値であり、今後における売上等を保証するものではありません。また、本募集とは設置台数が異なるためご注意ください。
- ・入札前に必ず上記一覧表及び別添図面により現地設置場所を確認してください。事前に、現地確認日時について、各施設の施設管理者に連絡してください。
- ・上記一覧の設置面積は参考数値です。現地確認のうえ、現状の寸法を目安に機種選定してください。
- ・販売品目「清涼飲料水」の提供方法は缶またはペットボトルなどの密閉式容器とします。



1階平面図

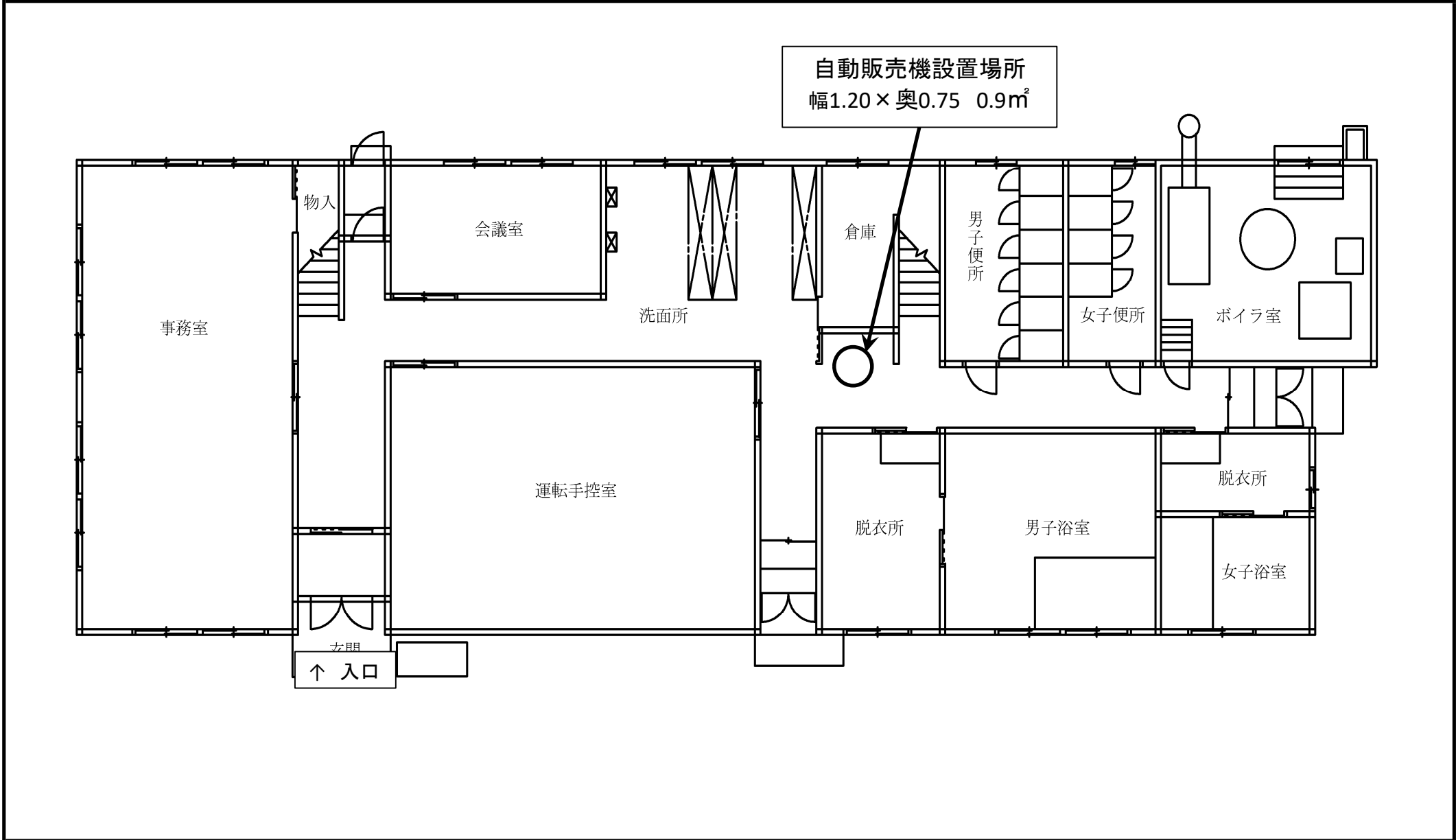
施設名	No.1 中央清掃事務所 南区南30条西8丁目7-1	設置場所 1階 玄関ホール	備考	現地確認は事前に事務所と調整
-----	-------------------------------	---------------	----	----------------

# 物件1

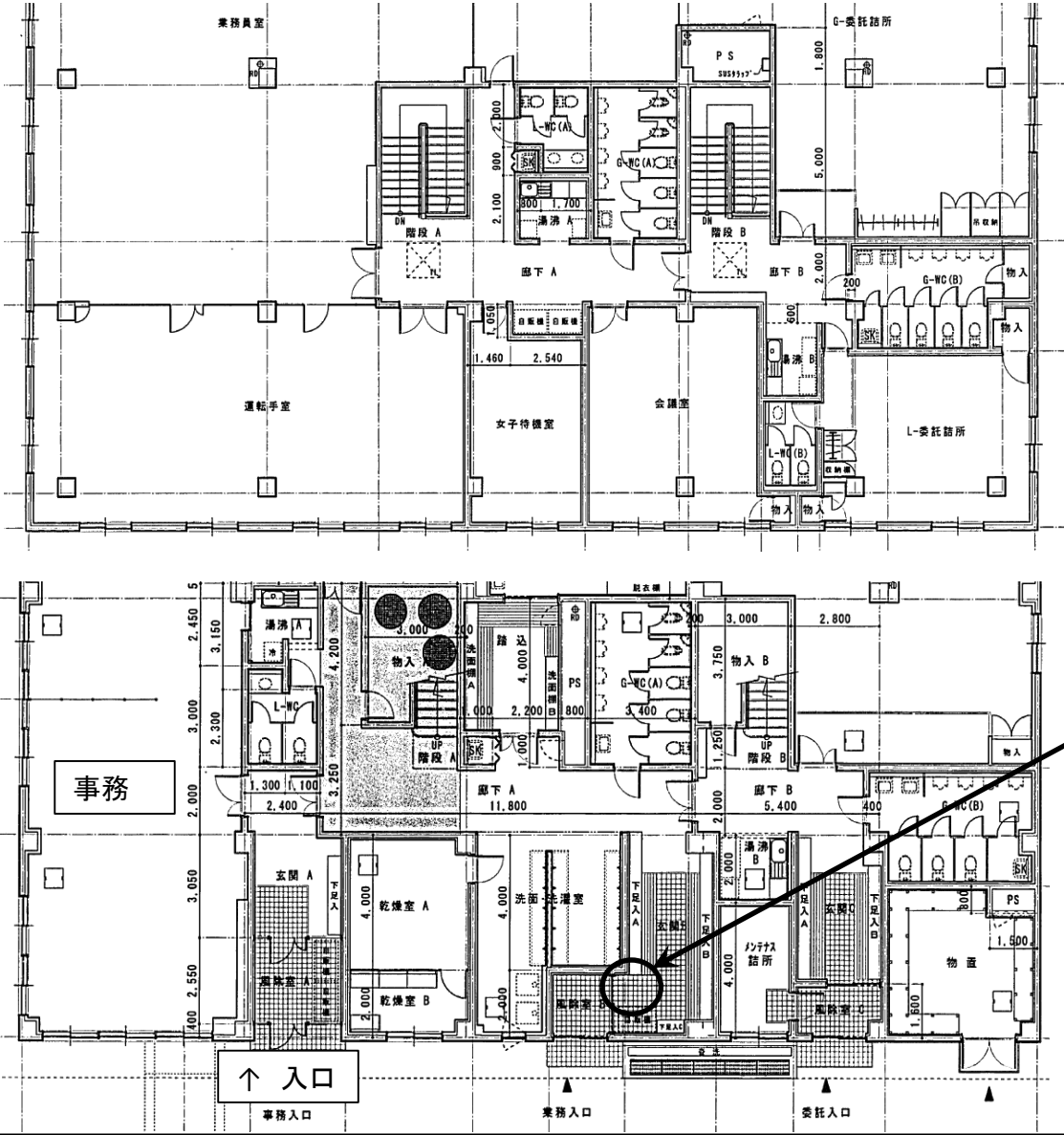


施設名	No.2 北清掃事務所 北区屯田町990-3	設置場所	1階 洗面所	備考	現地確認は事前に事務所と調整
-----	---------------------------	------	--------	----	----------------





施設名	No.3 東清掃事務所 東区丘珠町873-1	設置場所	1階 廊下	備考	現地確認は事前に事務所と調整
-----	---------------------------	------	-------	----	----------------



2階

自動販売機設置場所  
幅0.90×奥0.70 0.6m<sup>2</sup>

1階

事務

↑ 入口

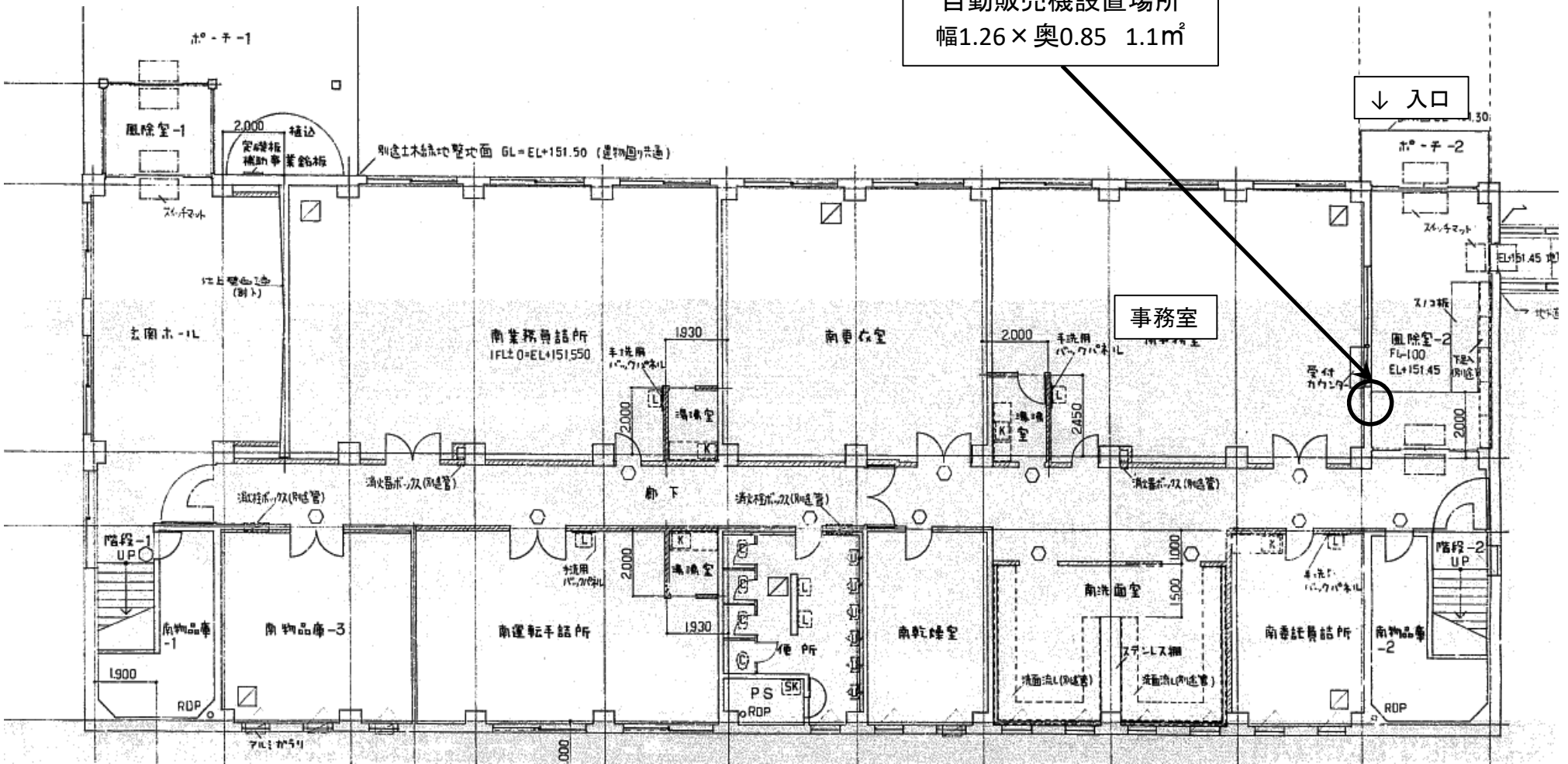
事務入口

業務入口

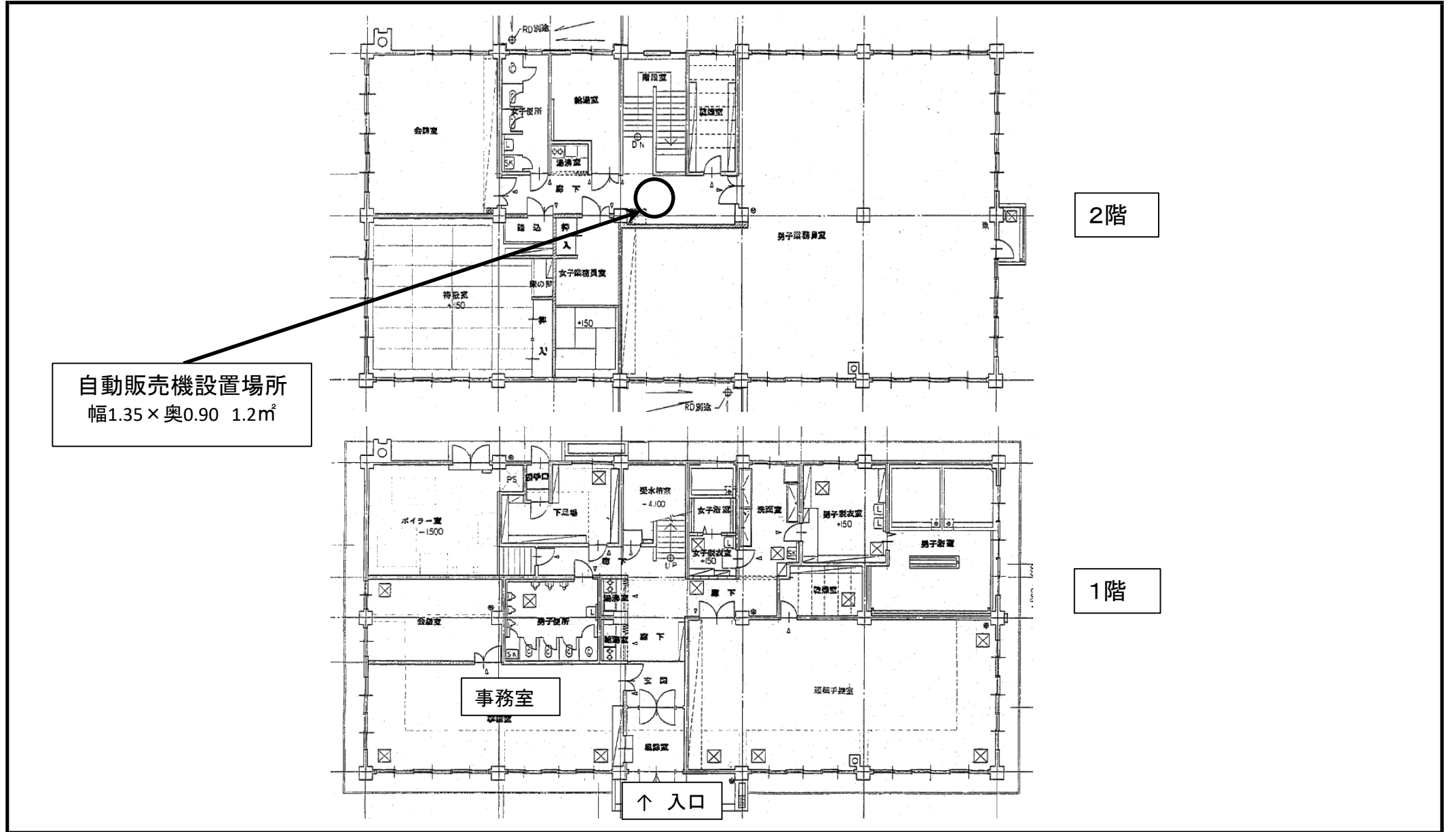
委託入口

施設名	No.4 白石清掃事務所 白石区東米里2170-1	設置場所 1階 業務入口玄関	備考	現地確認は事前に事務所と調整
-----	------------------------------	----------------	----	----------------

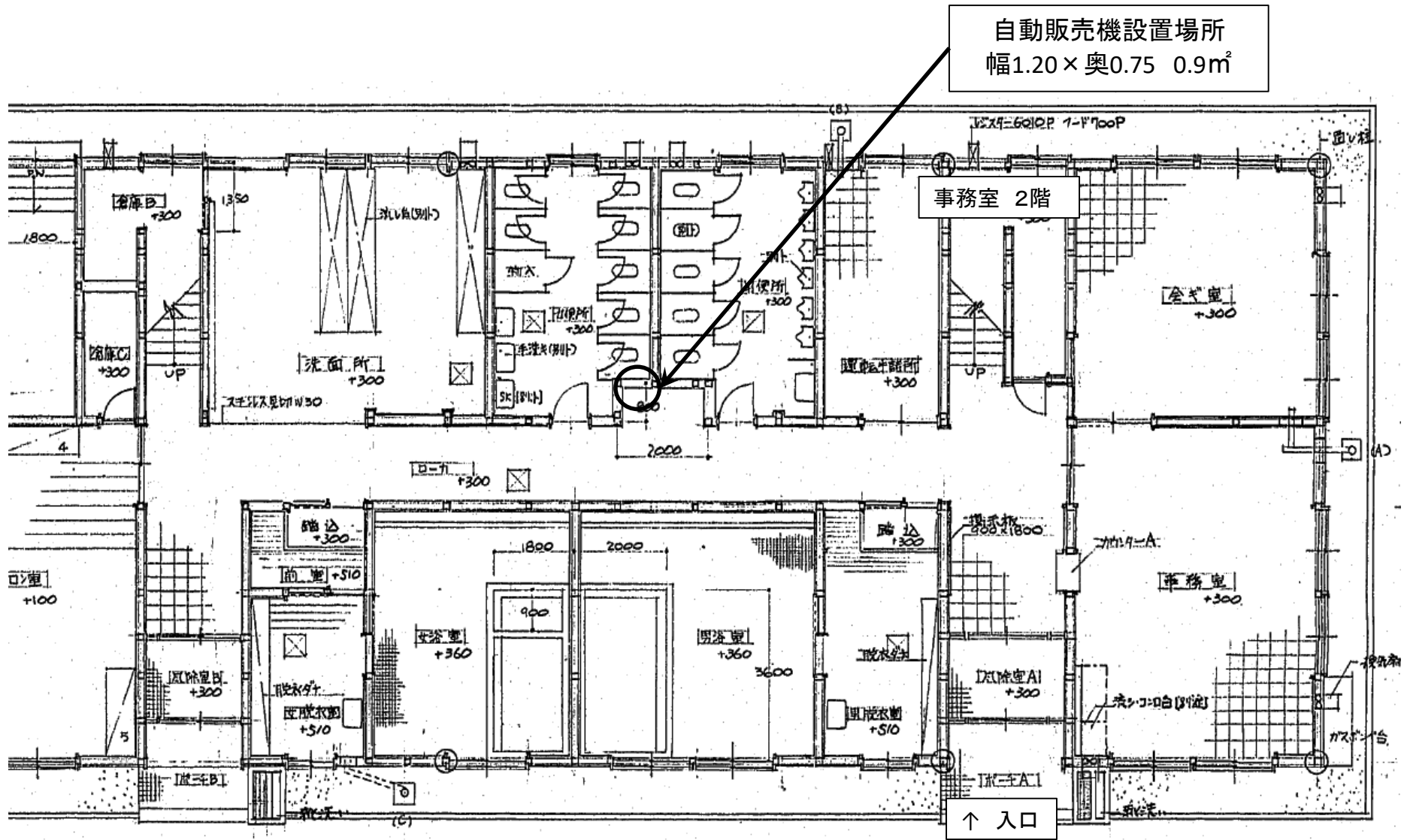
自動販売機設置場所  
幅1.26×奥0.85 1.1m<sup>2</sup>



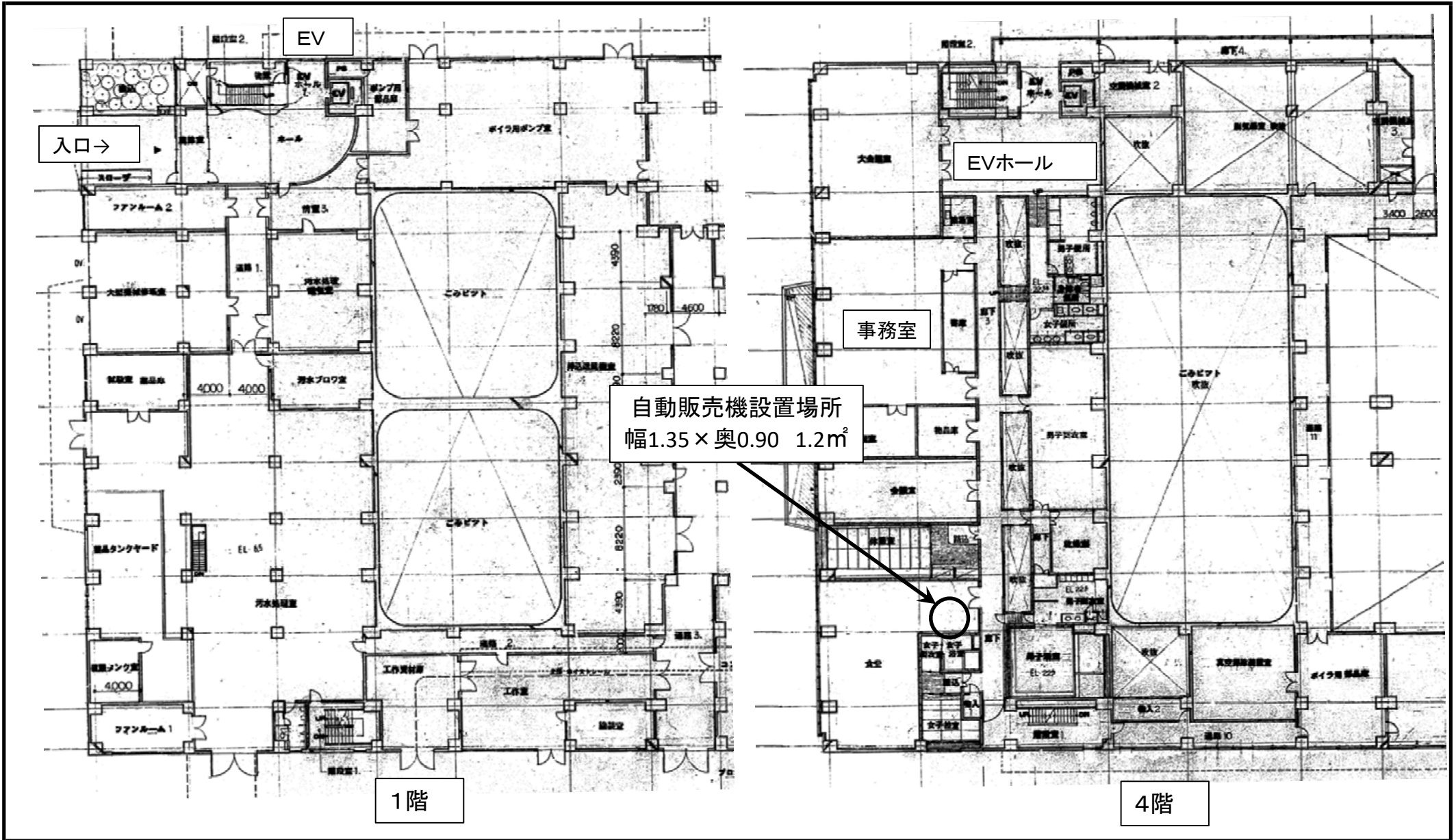
施設名	No.5 豊平・南清掃事務所 南区真駒内602	設置場所	1階 玄関	備考	現地確認は事前に事務所と調整
-----	----------------------------	------	-------	----	----------------



施設名	No.6 西清掃事務所 西区発寒15条14丁目2-1	設置場所	2階 廊下	備考	現地確認は事前に事務所と調整
-----	-------------------------------	------	-------	----	----------------

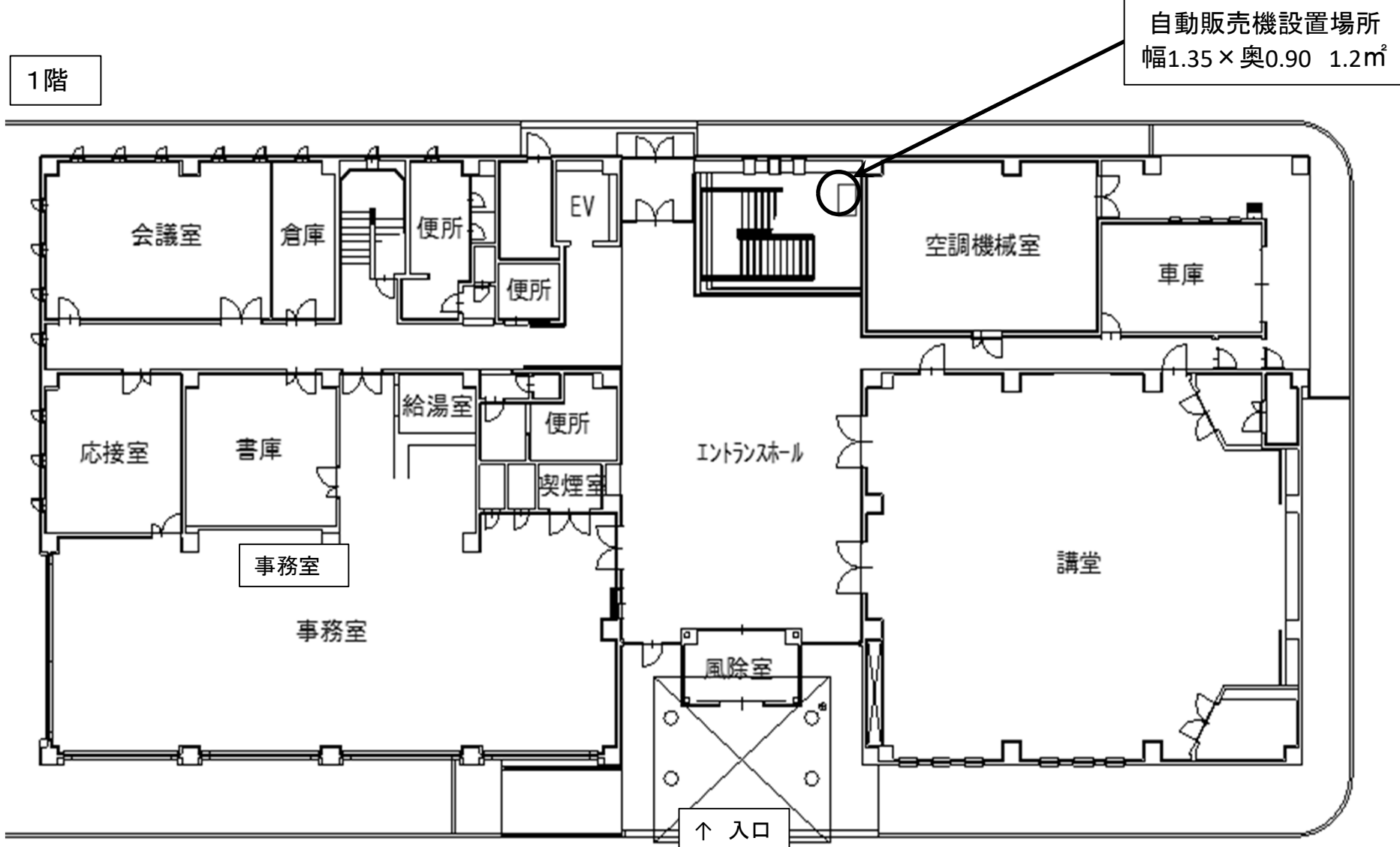


施設名	No.1 処理場管理事務所 東区東苗穂2条2丁目2-1	設置場所 1階 廊下(便所付近)	備考 現地確認は2階事務所に連絡すること
-----	--------------------------------	------------------	----------------------



施設名	No.2 発寒清掃工場 西区発寒15条14丁目1-1	設置場所	4階 食堂	備考	1階エレベーターから4階事務室へ
-----	-------------------------------	------	-------	----	------------------

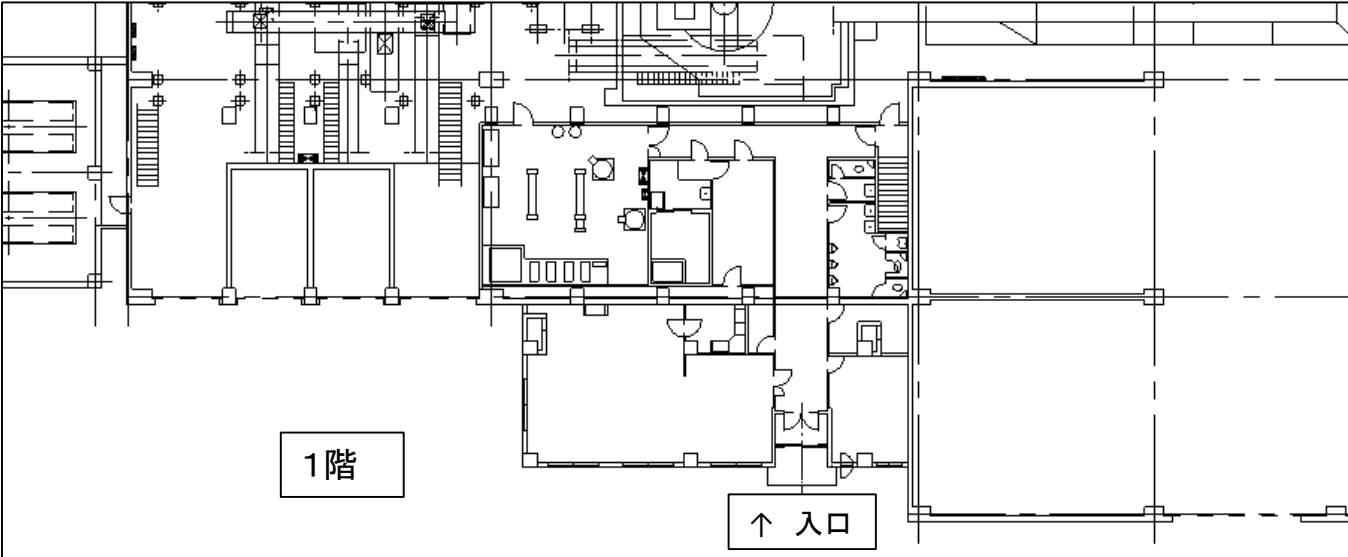
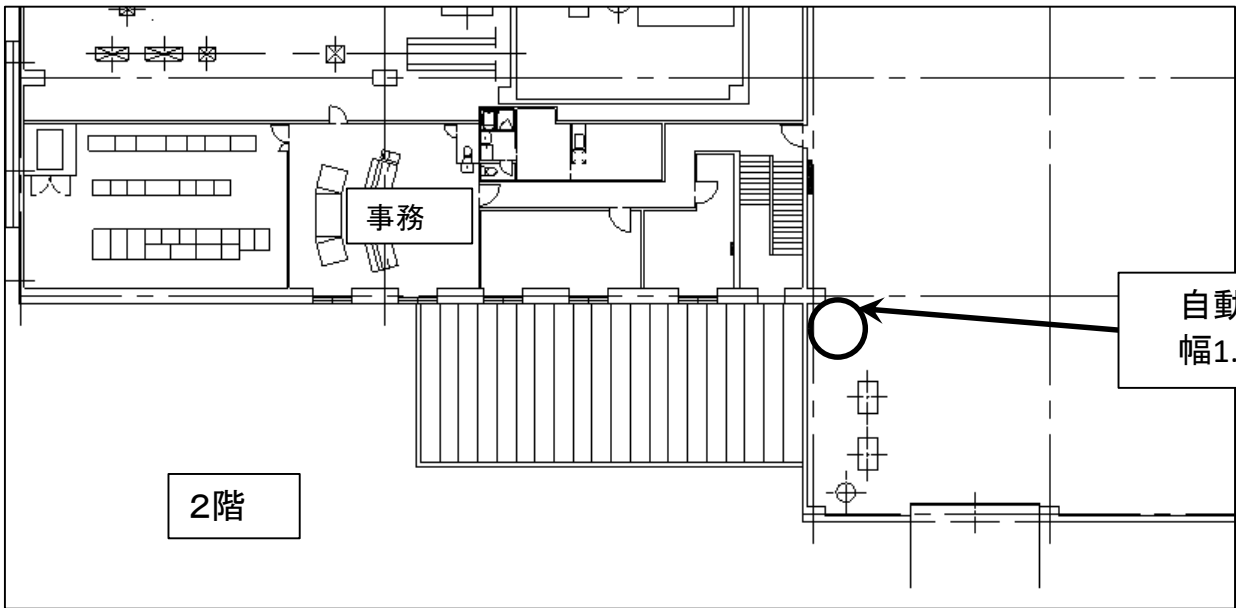
物件2



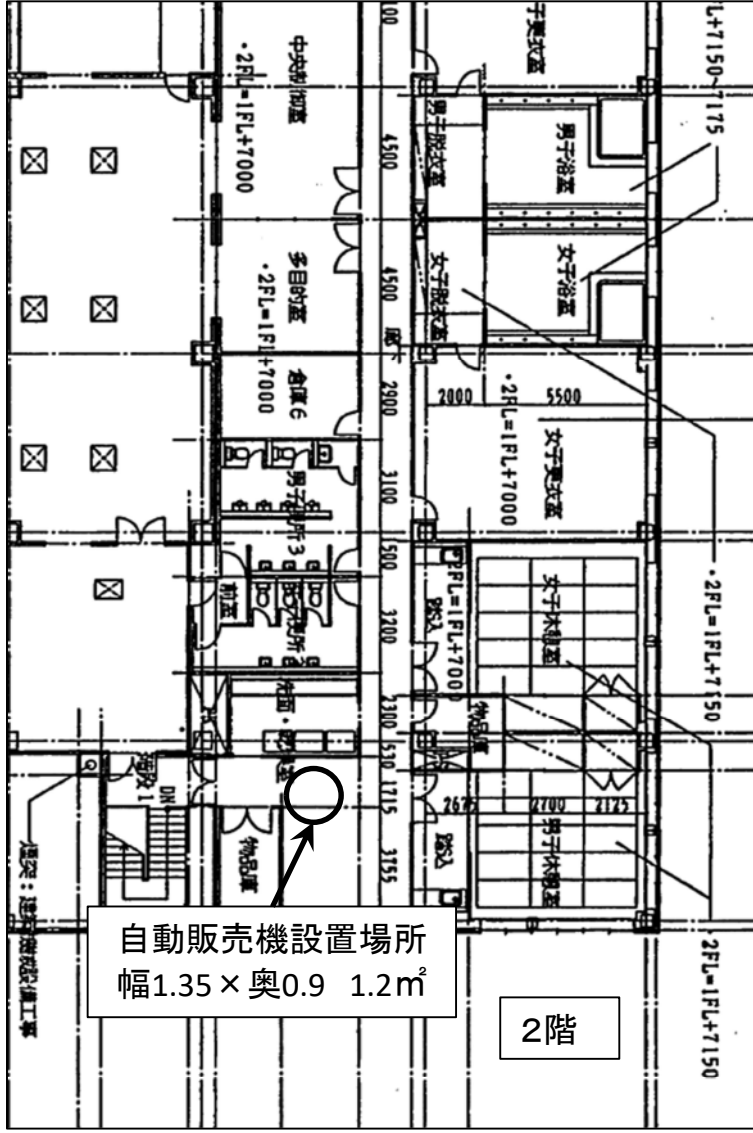
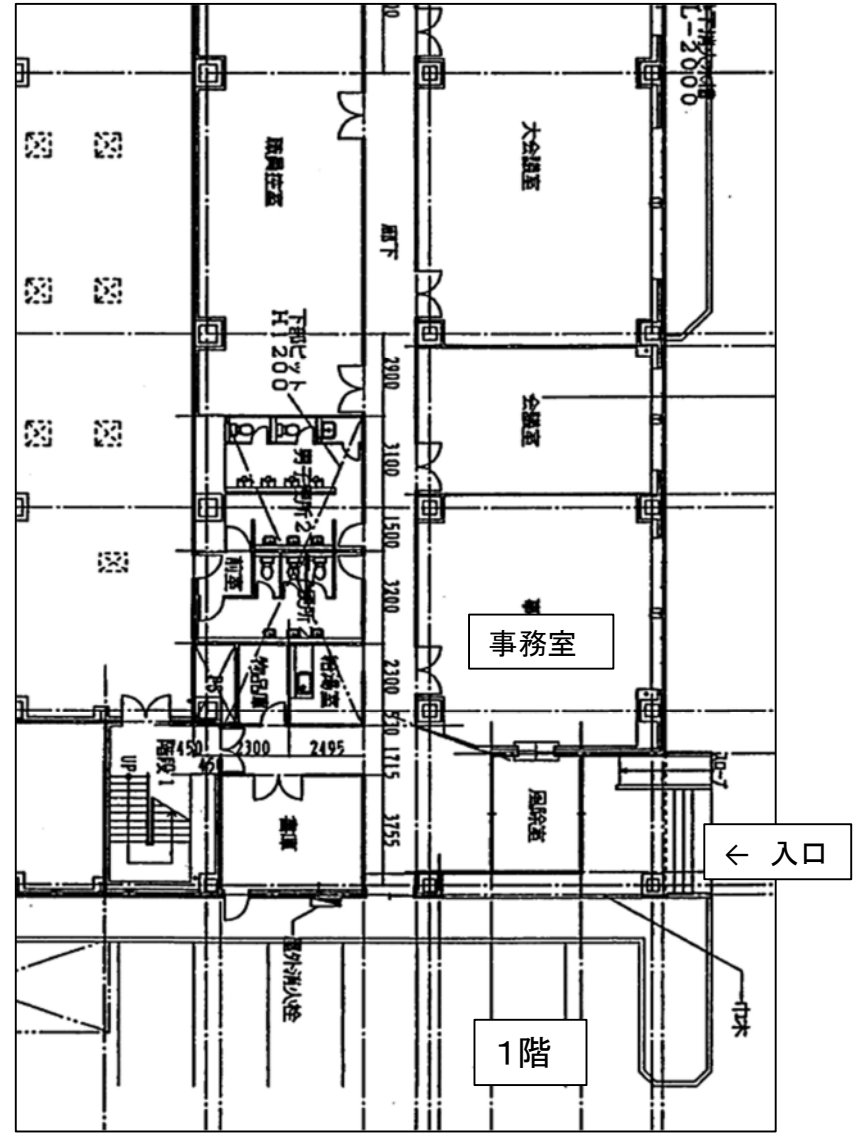
施設名	No.3 白石清掃工場 白石区東米里2170-1	設置場所	1階 ロビー	備考	現地確認は事前に清掃工場と調整
-----	-----------------------------	------	--------	----	-----------------





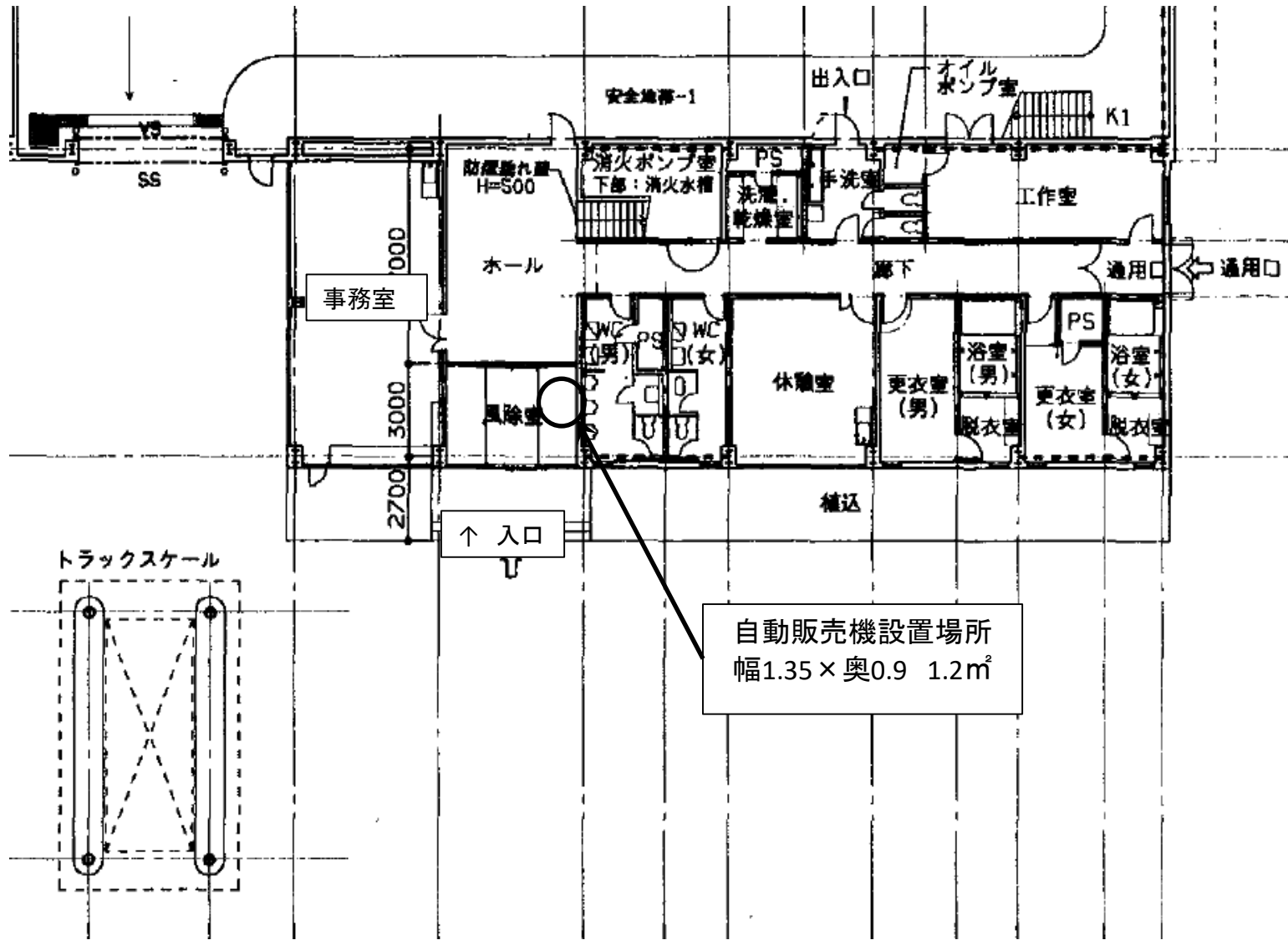


施設名	No.5 ごみ資源化工場 北区篠路福移153	設置場所	2階 投入ステージ入口付近	備考	現地確認は事前に白石清掃工場と調整
-----	---------------------------	------	---------------	----	-------------------

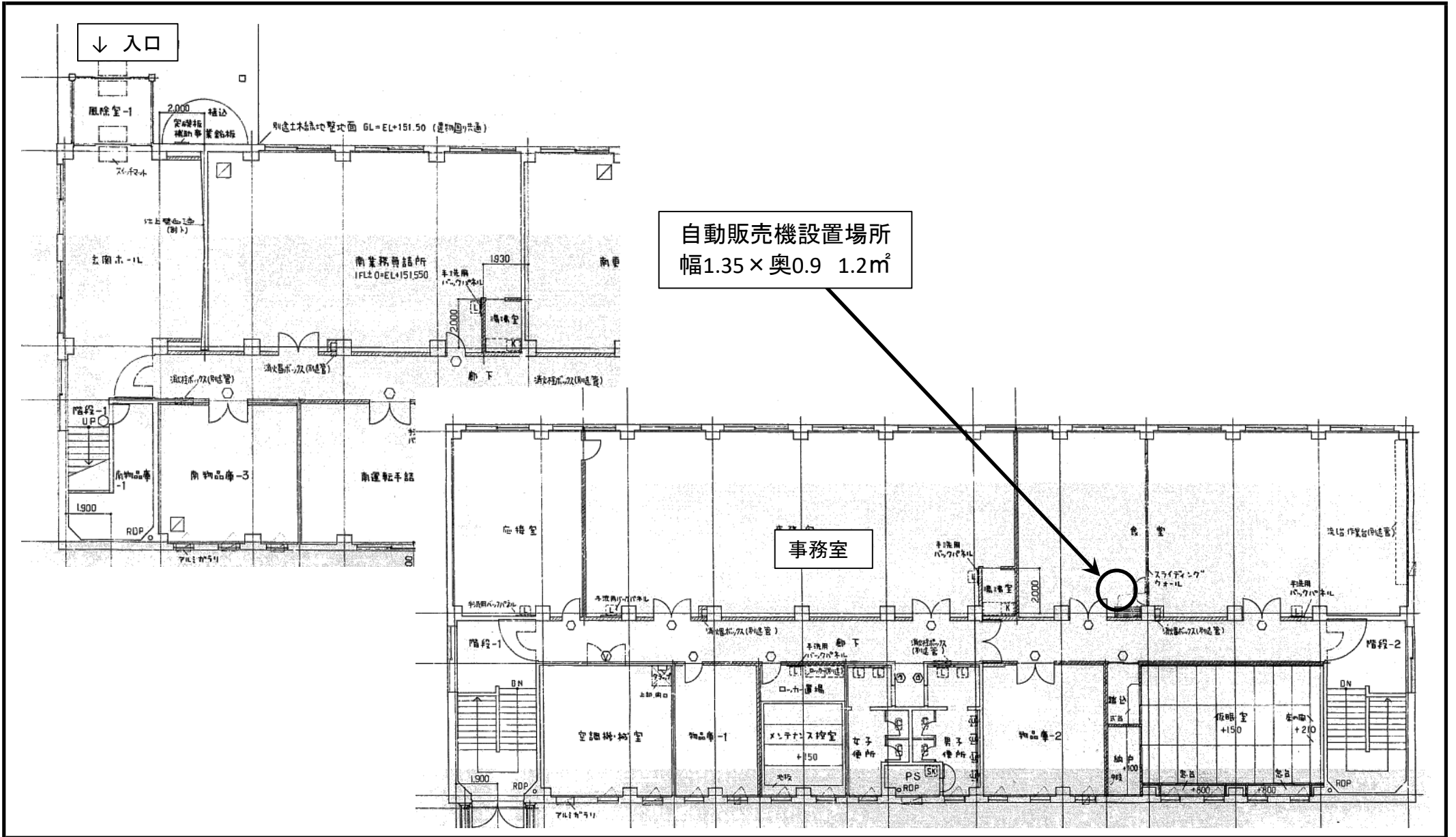


自動販売機設置場所  
幅1.35 × 奥0.9 1.2<sup>2</sup>

施設名	No.6 中沼プラスチック選別センター 東区中沼町45-11	設置場所 2階 休憩室	備考 現地確認は事前に事務所と調整
-----	-----------------------------------	-------------	-------------------



施設名	No.7 中沼雑がみ選別センター 東区中沼町45-19	設置場所 1階 風除室	備考	現地確認は事前に事務所と調整
-----	--------------------------------	-------------	----	----------------



施設名	No.8 駒岡清掃工場 南区真駒内602	設置場所	3階 食堂	備考	現地確認は事前に清掃工場と調整 事務所へは1階から階段を使って3階へ
-----	-------------------------	------	-------	----	---------------------------------------